

教育ファームの推進は計画づくりから

教育ファームの取組を進めて行くためには、行政・農業者・学校関係者・市民団体等、地域の関係者が力を合わせる事が大切です。
そのためには、地域の計画作り(教育ファーム推進計画)が必要です。

教育ファーム推進計画とは

市町村を範囲として、その地域における教育ファームの取組を推進するため、目的・目標・実施主体の役割りなどを明確にし、様々な主体の連携を促すものです。

なお、計画の作成は、市町村等が地域の要望を踏まえつつ作成することになります。



教育ファーム推進計画の概要

教育ファーム推進計画の策定主体

教育ファーム推進計画の策定主体は、市町村、農林漁業者等(農林漁業者のほか、農林漁業に関する団体、NPO等市民団体)になります。

教育ファーム推進計画の内容

- 1 実施主体の役割
- 2 目的・目標
- 3 実施内容(対象作物・体験内容・実施プログラム等)
- 4 その他(地域に応じた内容)

なお、教育ファームは食育の一環であるため、地域の食育推進のための市町村食育推進計画と教育ファーム推進計画が関連付けられることが必要です。

多くの市町村では、市町村食育推進計画の中に教育ファーム推進計画を盛り込むことにより、食育が総合的に推進されています。

教育ファーム推進計画策定により様々な効果が期待されます

地域における教育ファーム推進計画が策定されることにより、家庭、学校、保育所、幼稚園、地域社会の様々な分野において、教育関係者、農林漁業者、NPOなどの市民団体、食品関連事業者、行政など多様な主体により、地域住民が農林漁業体験に参加する機会の提供が期待されます。

教育ファームの取組体制の強化と継続性

計画により、実施内容(作物や実施プログラム)を事前に示すことで参加を考えている人への貴重な情報になります。又、実施主体のそれぞれの役割を明確にすることで、取組体制の強化や作業の効率化が図られます。さらに、計画期間(3年～5年)を設定することによって取組の継続性が担保され、関係者の積極的な協力を期待することができます。(自治体にとっては、取組を支援する予算に対する市民の理解が得やすくなります。)

目的認識の共有と連携先の拡大

計画により、実施目的を明確にすることで、お互いの取組に対する認識の共有が図られ、内容が充実した一貫した体験プログラムが提供されやすくなります。又、これまで参加がなかった同じ目的を持つ新たな団体等との連携の拡大が期待されます。

地域づくりの活用

計画により、関係者の農林漁業体験の大切さへの理解が深まります。今まで農業者に偏りがちな経費負担についても、参加者等からの協力について理解が得られやすくなります。このように協力関係が整うことにより取組の拡大と交流の促進が期待されます。

補助金の活用

「教育ファーム推進計画の策定」を目標とした教育ファーム推進の取組については、「消費・安全対策交付金」(平成22年度 農林水産予算概算要求)の助成を受けることが可能になります。

教育ファーム推進計画が策定された市町村はまだ少ないのが現状です

多くの地域では、学校、農林漁業者、市民団体などにより、農林漁業体験の取組が行われています。

しかし、その取組の多くは、個々の取組となっており、地域全体の計画の中での取組となっていないため、地域内関係者での連携や継続性に課題があります。

食育基本法に基づき、平成18年3月に策定された食育推進基本計画では、「市町村等の関係者によって、計画が作成され、様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合を平成22年度までに60%以上にすることを目指す。」とされています。



教育ファームの取組主体がある市町村数及び教育ファーム推進計画の策定状況

県名	管轄市町村数	教育ファームの取組主体がある市町村数	教育ファーム推進計画の策定状況						
			教育ファーム推進計画策定			教育ファーム推進計画策定予定	合計	策定及び策定予定比率	策定予定無し
			20年度策定済	教育ファーム推進計画(単独策定)	「食育推進計画」等の中に記載				
福岡	66	46	8	0	8	12	20	30%	46
佐賀	20	15	4	0	4	6	10	50%	10
長崎	23	16	6	0	6	5	11	48%	12
熊本	47	39	6	0	6	20	26	55%	21
大分	18	16	3	0	3	6	9	50%	9
宮崎	28	26	1	0	1	7	8	29%	20
鹿児島	45	37	8	0	8	14	22	49%	23
合計	247	195	36	0	36	70	106	43%	141

注1)教育ファーム推進計画の策定状況については、教育ファーム実態調査。(農林水産省実施、平成20年11月1日現在の数字)

注2)管轄市町村数は、平成21年4月1日現在。

「教育ファーム」推進のための計画作成のしかた

教育ファーム推進計画の策定もしくは、市町村食育推進計画に「教育ファーム推進」のための計画を盛り込む場合は、地域の実情に応じて次の①～④を盛り込んでいただくようお願いいたします。

- ①市町村、学校、農林漁業者等のうち2つ以上の実施主体の役割
- ②教育ファームを推進する目的 ③教育ファームの推進に係る目標
- ④推進する教育ファームの内容(対象作物、体験内容、実施プログラム等)

①市町村、学校、農林漁業者等のうち2つ以上の実施主体の役割

教育ファームの推進にあたってのコーディネート役、広報役、体験活動の受入先など様々な分野の役割等について実施主体ごとに記載してください。

【例】

●計画推進のための関係者の役割

(1)消費者

- ・食の大切さを考え、教育ファーム等の農林漁業体験を通して、第一次産業の重要性を理解する。
- ・自然に感謝し「生命」をいただいていることに感謝する気持ちを持つ。

(2)生産者

- ・消費者との意見交換や教育ファーム等の体験の場を設けるとともに、農林漁業体験において指導を行い、積極的に相互理解を図る。

(3)食品関連事業者

- ・生産者と消費者との橋渡しとして、交流促進を支援する。

(4)教育関係者等

- ・生産者と連携し、栽培の大変さ・収穫の喜びを体験させる取り組みを行う。

(5)行政

- ・教育ファーム等の農林漁業体験の場を官民両方で設け、体験活動の場を提供する。
- ・食育に関する情報の発信、環境の整備を行い、総合的な計画の推進に努める。

②教育ファームを推進する目的

『自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること』を目的として記載してください。

【例1】

●教育ファームのねらい

農家の人と一緒に農作業体験し、交流することで、野菜の作り方や農業の取組を知るように推進します。

【例2】

●計画の基本理念

(食の大切さの実感)

食への感謝の気持ちを育むためには、生命あるものに直接触れ、育て、自ら学ぶ体験学習が有効です。〇〇市は、豊かな自然、おいしい水と食べ物に恵まれておりそれとともに豊かな食文化も存在しているため、そのような特性を活かし、農業体験活動などを通じて食の大切さを実感できるような食育を進めます。

③教育ファームの推進に係る目標

教育ファームの普及に関する目標を記載してください。

【例1】

(目標)

全学年で食に関する農業体験活動を実施している小学校の割合

現状 60.0% 達成目標(平成23年度) 100%

全学年で食に関する農業体験活動を実施している中学校の割合

現状 26.7% 達成目標(平成23年度) 50.0%

【例2】

(目標)

農業者、保育園・幼稚園、学校等が連携し、教育ファームへの取組を強化します。

④推進する教育ファームの内容

対象とする作物や農業体験の内容・実施プログラム等、地域の実情に応じた教育ファームの取組内容を記載してください。

【例1】

●農林漁業体験等を通じた食育活動の推進

教育ファーム等で、幼い頃からのさまざまな農林漁業体験を通して、食べ物に対する感謝の念や生命や物の大切さを感じる心を育む機会を提供するよう努めます。

(具体的取組)

学校農園等を活用し、栽培・収穫・食するという各段階の中で、生命の大切さ、育てることの大変さ・収穫の喜び・食べる嬉しさなどが体験できる機会を提供していきます。

【例2】

●保育所(園)・幼稚園・小学校における農業体験の推進

(1)身近な畑の観察や農作業の様子を見たり、聞いたりする活動を推進します。

・身近な環境の中で地域の人とふれあい、農作業を体験する機会をつくれます。

・畑の観察や農作業の様子を見学します。

(2)保育所(園)・幼稚園・小学校で、米作り体験に取り組みます。

(3)農家で、収穫体験ができるように推進します。(いちご狩り、芋掘りなど)

・農家や農協などと連携を取り、収穫体験ができる機会がもてるよう推進します。

(4)教育ファームのモデル校づくりを推進します。

・協力してくれる農家を募集し、教育ファームに取り組みます。

教育ファームの推進への支援

各地域が、それぞれ地域の実態に応じた目標にむけてその自主性・独創性を発揮しながら推進する教育ファームの取組を「消費・安全対策交付金」により支援します。（平成22年度 農林水産予算概算要求より）

事業メニュー

「教育ファーム」の運営、地域における推進計画策定に向けた取組、「教育ファーム」の推進のための優良事例の収集・情報提供の取組を支援します。

事業実施主体

都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、特認団体等

交付率

1/2以内

事業実施計画書の提出

実施する目標ごとに目標値を設定するとともに、その達成に必要な事業メニューの選択を行い、事業実施計画書を作成の上、県知事または政令市長へ提出します。

* 当該目標値の達成に必要な場合、事業メニュー及びその内容の欄に示された以外にも地域独自の取組みも選択することが出来ます。

事業実施期間

原則1年間となります。



目標値の設定にあたっての留意

★ 事業実施主体にあっては、事業を実施することにより達成する目標として「教育ファーム推進計画」を策定している市町村等の数または「教育ファーム」実施主体数等を設定します。

★ 都道府県知事または政令指定都市にあっては、事業実施主体から提出された事業実施計画書の内容を含め、全体で1つの目標値を設定します。

※目標値の設定について、ご不明な点は九州農政局消費・安全部消費生活課へお問い合わせください。

事業メニューの内容

・「教育ファーム運営協議会」の開催

学校教育関係者・教育ファーム実践者、生産者団体、消費者団体、市民団体等を構成員とする協議会を開催し、地域としての教育ファームの推進の方策や目標、各々の関係者の役割などを示した「教育ファーム推進計画」を策定するとともに、「教育ファーム」の優良事例の収集・情報提供等の促進のための検討を行う。

・「教育ファーム」の優良事例の情報提供等の促進

事業実施主体は、「教育ファーム推進計画」を策定し、教育ファームの取組を推進しようとする地域における教育ファームの優良事例を収集を行い、その結果を事業実施主体のホームページに掲載するなどにより、情報提供等の促進を図る。

・「教育ファーム」の運営（平成22年度概算要求における拡充内容）

事業実施主体が取り組む「教育ファーム」の実施のために必要な費用について支援。

交付金の活用でよくある質問等

Q 「教育ファーム」への取組を推進するため、交付金を活用したいのですが。

A 地域における教育ファームの推進を支援するため、運営協議会の開催、優良事例の情報提供等を事業メニューとして用意してあります。例えば、協議会活動の一環として、優良事例の収集や情報提供等の促進のための検討を行うために実証ほ場を設置し、教育ファームの運営に関するノウハウの蓄積や理解の増進を図ることも考えられます。
地域の事情に応じて交付金の有効な活用方法を考えてください。

Q 子供たちを体験圃場へ移動させるためのバスの貸切費用は支援の対象になりますか？

A 交付金のガイドラインで示している事業メニューを実施するために必要であり、教育ファームの推進を目的としたものであれば可能です。例えば協議会活動の一環として、優良事例の収集や情報提供等の促進のための検討を行うために農業体験の実証ほ場を設置し、結果を検証することとした場合、農業体験をする子供たちを学校から実証ほ場へ移動する際の貸切バスの賃料などが考えられます。ただし、必要以上に高価なものにならないよう注意してください。



Q 農作業体験用の圃場がないので圃場を借りたいのですが、借用のための費用は支援の対象になりますか？

A 交付金のガイドラインで示している事業メニューを実施するために必要であり、教育ファームの推進を目的としたものであれば可能です。例えば協議会活動の一環として、優良事例の収集や情報提供等の促進のための検討を行うための実証ほ場の設置に向けた借用料が考えられます。

Q 農作業体験で農業用機械等を使用したいのですが。



A 優良事例の収集や情報提供等の促進のための検討を行うために設置した実証ほ場において、「教育ファーム」の推進を目的として使用するのであれば、レンタルを原則として可能です。購入または長期間のリースは支援対象となりません。

Q 教育ファームで取り組む際に必要な用具類や苗・肥料を購入したいのですが。

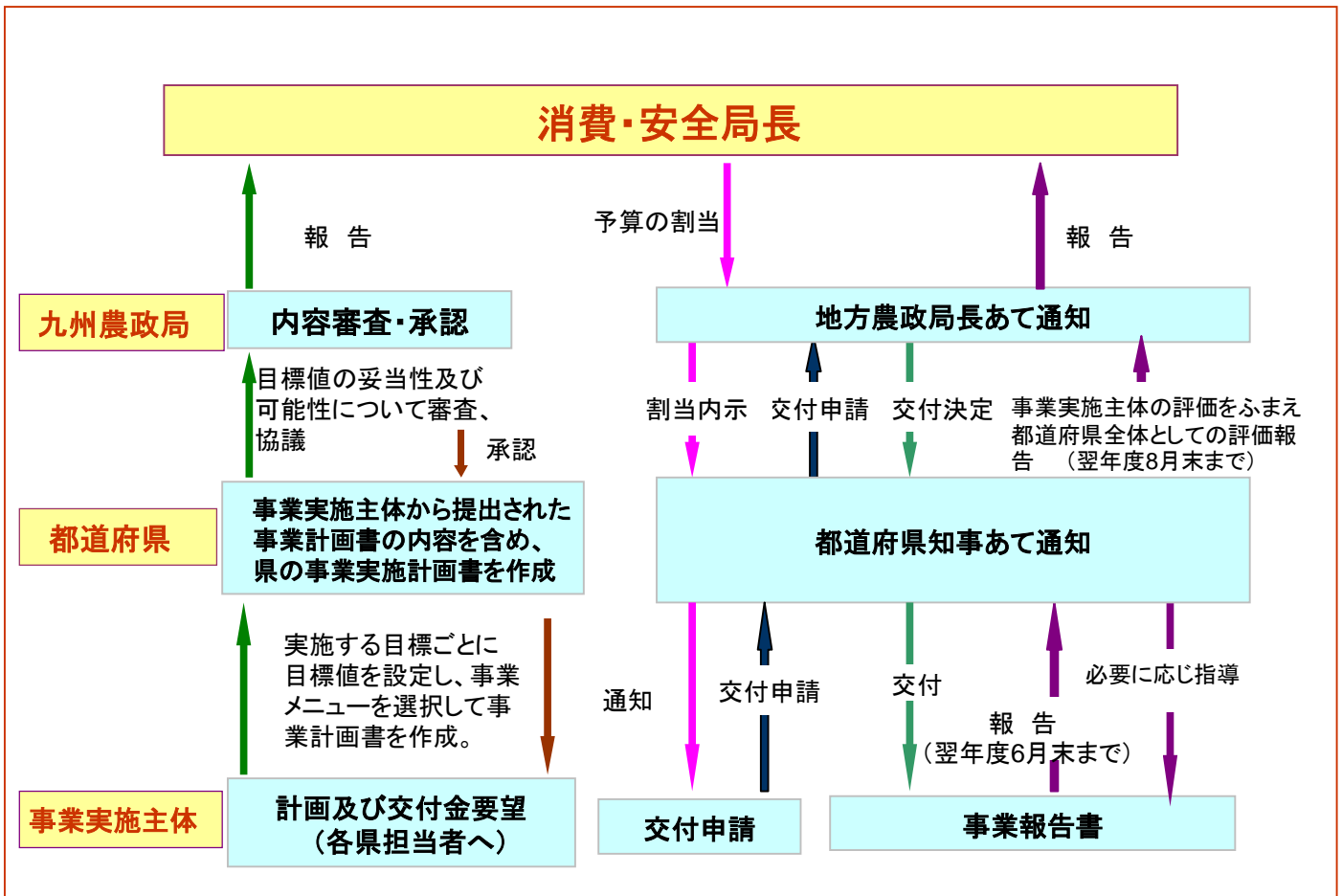


A 優良事例の収集や情報提供等の促進のための検討を行うために設置した実証ほ場において、実習のために必要な用具類及び苗・肥料は購入できます。例えば、鎌や鋤などの実習用具などを消耗品として、苗・肥料は経費として購入することが考えられます。

Q 平成22年度の農林水産概算要求では支援内容について、どのような点が変わりますか？

A これまでは、「教育ファーム」に取り組む場合、地域における教育ファームの推進を検討する「教育ファーム運営協議会」の活動の一環として、優良事例の収集や情報提供等の促進のための検討を行うために設置した実証ほ場における取組に対して支援していました。
平成22年度の概算要求では、協議会活動以外の「教育ファーム」の取組にも、その必要な費用を支援することとしています。ただし、財務省に要求している段階ですので、内容が変更になることも考えられますので、交付金の活用の検討にあたっては九州農政局消費・安全部消費生活課もしくは最寄の農政事務所消費生活課にお問い合わせください。

交付金の流れ



★上記は、基本的なスケジュールです。21年度の事業の実施についても、対応可能な県もありますので、県の窓口へお問い合わせください。

「消費・安全対策交付金」についての問い合わせ先

九州農政局	消費・安全部 消費生活課	TEL 096-353-7589
福岡県	農林水産部 農林水産物安全課	TEL 092-643-3518
佐賀県	くらし環境本部くらしの安全安心課	TEL 0952-25-7096
長崎県	農林部農政課 地域振興班	TEL 095-895-2915
熊本県	農林水産部 農村・担い手支援課むらづくり推進班	TEL 096-333-2378
大分県	農林水産部 おおいたブランド推進課	TEL 097-506-3626
宮崎県	農政水産部 営農支援課	TEL 0985-26-7132
鹿児島県	農政部 農政課 食育・地産地消推進班	TEL 099-286-3093

教育ファームについて、詳しくは農林水産省ホームページ

http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/s_edufarm/index.html

もしくは最寄の農政局、農政事務所・地域課までお問い合わせください。

教育ファーム担当窓口		
九州農政局 消費生活課	〒860-8527 熊本市二の丸1-2	096-353-3561
地域第一課	〒860-0831 熊本市八王寺町1-20	096-378-3176
地域第二課	〒866-0896 熊本県八代市日置町字京塚171-1	0965-35-7311
地域第三課	〒868-0072 熊本県人吉市西間下町字一本杉160-2	0966-22-5144
地域第四課	〒861-1307 熊本県菊池市片角字西原302-3	0968-25-2137
福岡農政事務所 消費生活課	〒812-0018 福岡市博多区住吉3-17-21	092-281-8261
地域第一課	〒803-0817 福岡県北九州市小倉北区田町2-31	093-571-3623
地域第二課	〒839-0862 福岡県久留米市野中町624	0942-21-9473
地域第三課	〒820-0004 福岡県飯塚市新立岩8-65	0948-22-0859
地域第四課	〒832-0027 福岡県柳川市横山町8-4	0944-73-5126
佐賀農政事務所 消費生活課	〒840-0803 佐賀市栄町3-51	0952-23-3131
地域第一課	〒847-0002 佐賀県唐津市山本字上古川717-4	0955-78-0488
地域第二課	〒843-0024 佐賀県武雄市武雄町大字富岡11710-4	0954-22-2125
長崎農政事務所 消費生活課	〒852-8106 長崎市岩川町16-16 長崎地方合同庁舎	095-845-7124
地域第一課	〒857-0851 長崎県佐世保市稲荷町2-53	0956-31-7327
地域第二課	〒854-0081 長崎県諫早市栄田町34-66	0957-26-1122
大分農政事務所 消費生活課	〒870-0047 大分市中島西1-2-28	097-532-6131
地域第一課	〒879-0444 大分県宇佐市大字石田43-1	0978-32-1344
地域第二課	〒879-7131 大分県豊後大野市三重町大字市場655-2	0974-22-2311
地域第三課	〒879-4331 大分県玖珠郡玖珠町大字戸畑2902	0973-73-8311
宮崎農政事務所 消費生活課	〒880-0801 宮崎市老松2丁目3-17	0985-22-3181
地域第一課	〒885-0017 宮崎県都城市年見町5街区7-3	0986-23-3966
地域第二課	〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町1-2884-1	0982-35-7311
鹿児島農政事務所 消費生活課	〒892-0817 鹿児島市小川町3-64	099-222-0121
地域第一課	〒895-0031 鹿児島県薩摩川内市勝目町4137-5	0996-22-4156
地域第二課	〒893-0013 鹿児島県鹿屋市札元1丁目22-55	0994-43-4136
地域第三課	〒897-0002 鹿児島県南さつま市加世田武田17835-8	0993-52-2345